

報道関係者 各位

令和7年1月29日(水)

【照会先】

岐阜労働局 雇用環境・均等室

雇用環境改善・均等推進監理官 柴田美登里
室長補佐(指導担当) 辻 健夫

電話 058-245-1550

株式会社技研ウェルネスを「えるぼし(3段階目)」に認定！ えるぼし(3段階目)認定通知書を交付しました

岐阜労働局(局長 原田 浩一)は、女性活躍推進法に基づき以下の企業を認定し、認定通知書を交付しました。

これにより岐阜労働局管内のえるぼし認定企業は合計28社となりました。

女性活躍推進法に基づく株式会社技研ウェルネスの認定に関する実績および「えるぼし認定(3段階目)」の認定基準等詳細については別紙をご参照ください。



株式会社技研ウェルネス (岐阜市 飲食サービス業)

認定年月日：令和6年12月24日

行動計画の期間：令和5年4月1日～令和8年3月31日

●認定通知書交付の様子

令和6年12月24日に株式会社技研ウェルネスをえるぼし(3段階目)認定し、令和7年1月17日に企業を訪問してえるぼし(3段階目)認定通知書を交付しました。



(左から 代表取締役社長 棚橋 泰之氏、業務指導責任者 玉木 由香里氏、雇用環境・均等室長の吉崎)

株式会社 技研ウェルネス（代表取締役 棚橋 泰之）

所在地：岐阜市藪田南3丁目7番20号

常時雇用する労働者数：125名

産業分類：飲食サービス業

以下の5つの評価項目の基準を満たしたため、**えるぼし（3段階目）**に認定されます。

評価項目	認定基準	実績
1 採用	直近の事業年度において 正社員に占める女性労働者の割合が 産業ごとの 平均値以上	飲食サービス業の産業平均値【41.1%】 正社員： 97.1% ※正社員に雇用管理区分を設定していない 
2 継続就業	直近の事業年度において雇用管理区分（期間 の定めのない労働契約に限る）ごとにそれぞれ 女性労働者の平均継続勤務年数が男性労働者の 平均継続勤務年数の 7割以上	正社員： 9割3分 
3 労働時間等 の働き方	直近事業年度において雇用管理区分ごとにそ れぞれ労働者の月別平均残業時間が各月ごとに 45時間未満	(月別平均残業時間が最長の月の実績) 正社員： 6.9時間 嘱託社員： 0.4時間 パート社員： 0.1時間 
4 管理職比率	直近事業年度において 管理職に占める女性労働者の割合が産業ごとの平均値以上	飲食サービス業の産業平均【14.9%】 100%
5 多様なキャリアコース	直近3事業年度のうち 以下ア～エについて 1項目以上の実績を有する ア 女性の非正規社員から正社員への転換、又は女性の派遣労働者の通常の労働者としての雇い入れ イ 女性労働者のキャリアアップに資する雇用管理区分間の転換 ウ 過去に在籍した女性の正社員としての再雇用 エ おおむね30歳以上の女性の正社員としての採用	エ：38人 

会社から一言



弊社は、人と人との「つながり」を大切に、企業理念である「創造と革新」を軸として社会課題の解決に取り組んでいる企業です。

特に、未来を担う子どもたちの成長を「食」を通じて支える学校給食事業に注力しており、この事業が教育の一環である食育を支えるうえで大切な役割を果たすと認識しています。

また、女性が多く活躍できる企業体制を構築し、女性管理職の登用推進、資格取得支援、産休・育休制度や、時流に沿った短時間勤務制度の導入など、柔軟で働きやすい環境づくりを進めています。今後も、従事者の皆さんが安心して働ける職場環境づくりに取り組み続けてまいります。

えるぼし認定

 1 段階目	 2 段階目	 3 段階目
<p>1 【5つの基準（採用、継続就業、労働時間等の働き方、管理職比率、多様なキャリアコース）のうち1つ又は2つの基準を満たし、その実績を「<u>女性の活躍推進企業データベース</u>」に毎年公表していること。</p> <p>2 満たさない基準については、事業主行動計画策定指針に定められた当該基準に関連する取組を実施し、その取組の実施状況について「女性の活躍推進企業データベース」に公表するとともに、2年以上連続してその実績が改善していること。</p>	<p>1 【5つの基準（採用、継続就業、労働時間等の働き方、管理職比率、多様なキャリアコース）のうち3つ又は4つの基準を満たし、その実績を「<u>女性の活躍推進企業データベース</u>」に毎年公表していること。</p> <p>2 満たさない基準については、事業主行動計画策定指針に定められた当該基準に関連する取組を実施し、その取組の実施状況について「女性の活躍推進企業データベース」に公表するとともに、2年以上連続してその実績が改善していること。</p>	<p>1 【5つの基準（採用、継続就業、労働時間等の働き方、管理職比率、多様なキャリアコース）の全てを満たし、その実績を「<u>女性の活躍推進企業データベース</u>」に毎年公表していること。</p>
<p><上記以外の認定基準（1段階目～3段階目共通）></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事業主行動計画策定指針に則して適切な一般事業主行動計画を定めたこと。 2 策定した一般事業主行動計画について、適切に公表及び労働者への周知をしたこと。 3 認定の取消し又は辞退の日から起算して3年を経過していること。 4 職業安定法第5条の5第1項第3号の規定により、公共職業安定所が求人申し込みを受理しないことができる場合に該当しないこと。 5 法及び法に基づく命令その他関係法令に違反する重大な事実がないこと（関係法令に違反する重大事実があった事業主については、是正等を確認してから1年間を経過していないこと）。 		

プラチナえるぼし認定

	<p>えるぼし認定を受けた企業のうち、一般事業主行動計画の目標達成や女性の活躍推進に関する実施状況が特に優良である等の一定の要件を満たした場合に認定。</p>
---	---